

## 第1回 中札内村景観まちづくり委員会 会議録

日 時 令和8年1月27日(火) 18:30~20:40  
場 所 役場庁舎 会議室1  
出席委員 金澤和彦、片山祐二、下埜智加、歌野裕美、渡部弘正、種田広勝、  
伊東晴代(オンライン参加)  
欠席委員 なし  
事務局 総務課課長 渡辺大輔、総務課長補佐 下浦強、  
総務課主査 金沢愛、総務課主任 吉田彩乃  
景観アドバイザー キタバ・ランドスケープ代表 斉藤浩二

### 議 事

1 開 会 18:30

2 委嘱状交付

3 村長あいさつ

これから委員の皆様には景観まちづくりについて様々な議論をしていただくこととなります。どうぞよろしく願いいたします。

中札内村には、札内川などなくてはならない景観資源が数多くあります。それらを、今後どのように守り伝えていくのかを十分に議論していただきたいと思っております。今後控えております景観行政団体への移行についても、どのように取り組めば良いものになるのか、ぜひご意見をいただければと思います。

4 景観まちづくり委員会の概要について

— 金沢主査 資料1に基づき説明 —

5 協議事項

①会長・副会長の互選

立候補や推薦なし。事務局案により会長 金澤委員、副会長 片山委員に決定。

②景観計画(案)に対する住民意見について

— 金沢主査 資料2に基づき説明 —

■建築物の届出について

(会 長) 他の自治体の計画と比較しても、50㎡はかなり厳しい方です。自治体によっては特別区域を設けている場合もあり、それだと10㎡としている所もあります。

(斉藤 氏) 大きさの基準に一般的なものはなく、自治体がそれぞれ独自に定めています。村内の建築物の規模、車庫やカーポートの規模などを外観的なものでもいいから抑えておくと思います。カーポートを届出の対象から除外するために基準を変

更するのはあまりいい考え方ではないと思います。建ててはいけないと言っているわけではないですからね。あくまで届出してくださいということです。

(委員) 行政として景観を大切にしていこうというのであれば、基準は厳しくしたほうが良いと思います。

(委員) 家を建てるときに大体一緒にカーポートも建てると思うので、届出も一緒にやればそこまで手間にはならないと思います。カーポートとはいえ、すごく奇抜な色のももあります。基準は厳しい方が良いと思います。

(委員) 基準は 50 m<sup>2</sup>でいいのではないのでしょうか。固定資産税への影響はありますか。

(下浦補佐) 3面壁無しであればカーポートは固定資産税の対象にはなりません。

(委員) カーポートはほぼ既製品でしょうから、村の基準に当てはまらないように大きさを 70 m<sup>2</sup>以下に削ろうとする人もいないでしょう。それなら緩める必要もないかと。

(委員) 基準は 70 m<sup>2</sup>でいいと思います。カーポートに関してはその家に任せることで問題ないのでは。新しく家を建てる際には色々な書類を出さなければいけないという認識は皆さんあると思うので、届出自体はあまり手間には感じないと思います。

(委員) 素人の考えですが、個人的に規制は無くてもいいと思っているので、緩くした方がいいと思います。対象となる面積をあまり小さくしたら大変なのは。

(委員) 今の説明から考えると、建築確認申請と一緒に景観の届出も提出するのはそこまで苦にならないのではないのでしょうか。審査する側も同じ理由でそこまで負担ではないのであれば、美しい景観を担保するためには、審査した書類をしっかりと残すことが大事だと思います。

(渡辺課長) カーポートは家を建てて時間が経過してから建てる場合もあるので、同時に申請できないことも多いのではないのでしょうか。

(斉藤 氏) 「中札内村には景観条例があるから、役場に確認しておこう」という気持ちになってもらうことに意味があります。小規模の建築物でも「申請をしなければ」と意識する村であってほしいと思います。何かを建てる前に計画を確認したり役場に問合せたりすることや、色彩をどうすべきかなどについてやりとりすること自体が大切です。

(会長) 誤解される方が多いので、届出が必要なのであって建てること自体を制限するわけではないという説明書きを、基準の表のところに記載してはどうでしょうか。基準の面積の問題については今決めた方がよろしいのでしょうか。

(金沢主査) 今回の皆様のご意見は承知しました。この後さらに住民の方のご意見をいただき、村長や施設課の考え方も踏まえて検討した上で決定したいと思います。

(斉藤 氏) これから観光協会や農家の方へ説明していく中で、新たな意見が出るかもしれません。説明の際は皆さんに理解し受け止めてもらえるような説明が大切です。美瑛町は景観計画や条例を公表する前にわかりやすいパンフレットを作っています。中札内村でいえば概要版にあたりますが、村民の皆さんに誤解されないように周知方法を工夫する必要があります。

(会長) とりあえず基準の面積については 50 m<sup>2</sup>で進め、今後意見を聞いていくということ  
をお願いします。 場合によって再検討しましょう。

## ■屋外広告物について

- (会 長) どんなデザインにするかという届出ということでしょうか。
- (金沢主査) そうです。「届出は不要ですがデザインに配慮してください」としている自治体もあります。看板に照明をつけることを禁止しているところもあります。
- (委 員) 小さな看板だとしても変なものになってしまうと景観が台無しになることがあります。看板こそ目立たせたいという気持ちで設置するものですよ。
- (委 員) せっかく景観について村独自の条例を設定するので、看板についても厳しくした方がいいと思います。5㎡という中途半端な大きさではなく。個人が届け出ることになりますか。業者が届け出るなら負担は大きくないのでは。
- (渡辺課長) 場合によると思います。もし業者が届け出るなら、手数料が費用加算される可能性もあります。
- (委 員) 北海道では看板のデザインに関係なく大きさだけで許可するというのは心配です。村が集合看板を作った際にはこげ茶色をベースとしていましたよね。無許可の看板に対して断固として対応できるような規定を作れるとよいのではないですか。表示面積5㎡は、もう少し小さくてもいいのではないかと思います。
- (委 員) 5㎡は大きいかもしれませんが、遠目から見たらそこまでではないかもしれませんが。基準はなるべく小さい方がいいです。届出にきた時に村の考えを説明して伝えられる機会になります。
- (委 員) もし基準を2㎡にしたら、小型でも派手な看板を規制できると思います。
- (委 員) 大きいと感じるサイズ感や「目立つ、美しい」というのは人によって異なるので、一律に規制するのは難しいのではないのでしょうか。北海道である程度規制していますが、村がそれよりも厳しくするのであれば抑止力になっていると思います。
- (会 長) 村が看板だらけになってほしくないと思っています。看板が無いと事業ができないわけではないですから。
- (斉藤 氏) 基準を5㎡とした根拠は何でしたか。
- (金沢主査) 実は委託先にも確認したのですが、明確な根拠を把握できておりません。令和6年秋頃に作成した素案に5㎡という数字が出てきたことはわかっています。
- (斉藤 氏) 今後意見が出てきた際に説明できるように、しっかりと根拠を持っていた方がいいと思います。
- (委 員) 小さい看板やのぼりでも目立つものはありますよね。1㎡でも色が奇抜だと目立つのではないですか。
- (斉藤 氏) 現時点でも、のぼりの出っぱなしや誘導看板の違反事例が多すぎて取り締まられていない実態があります。中札内村は厳しく届出も2重構造にしておくの実効性があると思います。明確に条例に載せるべきです。市街地と農村部で基準を変える、景観形成配慮事項に入れるといった方法もあります。
- (会 長) 看板の基準は5㎡より小さくてもいいではないか、というのが委員会の方向性です。村の集合看板はどのくらいの大きさでしょうか。
- (金沢主査) 道の駅にある看板は1面あたり横が3m程度だったと思いますが、他はもっと小さいです。看板全体の大きさは不明です。

参考

道の駅



1面あたり縦 91cm×横 300cm

栄東4線国道沿い



1面あたり縦 48cm×横 120cm

(会長) 村の集合看板の一事業者分の盤面より少し大きいくらいのサイズにした方がいいと思います。

皆さんの意見を総合すると2㎡か2.5㎡程度ということになりそうです。

(斉藤氏) 看板の表示面積についてはもう少し議論が必要ではないでしょうか。

#### ■空地・空家の問題、届出の免除、色彩の基準について

(斉藤氏) 空き地について計画にも記載するのは賛成ですか。どこに入れる想定でしょうか。

(金沢主査) 計画案の53ページ(2)① 景観の向上に関する配慮の部分の最後に入れようと思っています。

(斉藤氏) それで問題ないと思います。

(会長) 農村部に行くと雑草が生えて見苦しい空き地が結構ありますよね。

(委員) 村から管理方法の改善を要請する場合は、土地の所有者に対して連絡するのでしょうか。遠方に住んでいる場合はどうするのですか。

(渡辺課長) 遠方に住んでいる場合も土地の所有者に連絡し、要請することになります。所有者には、近くに住む方へお願いするなど何らかの方法で対応してもらいます。

(委員) 元大正では地域で相談して空き地をひまわり畑にしました。空き地の持ち主の方は、「どうぞ」という感じでした。

#### ③景観条例案について

(委員) 条例の前文に「日高山脈襟裳十勝国立公園」を入れてはどうでしょうか。村のことをよく知らない方にとってわかりやすくなると思います。

また、国の使っている「元気が持続する地域づくり」という言葉がわかりやすいので、村の条例第1条の2行目あたりに入れるのはいかがでしょうか。

(会長) 国立公園というのはもはやブランドです。正式名称を入れなくても、「国立公園」という言葉は入れてもいいのではないのでしょうか。

2つ目の提案についても、条例を直すタイミングはあまりないので、この機会に入れてはどうでしょうか。ただし、「元気」という言葉の他、「持続性」など別の表現も検討の余地がありますね。

(委員) 第 12 条と第 13 条は削除する方向ですか。もし残すのであれば、「村長に協議」ではなく「村長と協議」にすべきでは。もしくは、「村長に事前協議しなければ」ならまだわかります。

第 13 条のかっこ内が「助言及び指導」となっているので、本文中でも同じ順序にするべきだと思います。

26 条の「認める者のうちから」は、「認める者から」ではないでしょうか。この書き方だと、認める者の中から外される人もいるという意味にとれます。

(会長) 第 12 条の事前協議については削除しても問題ないでしょうか。

(委員) 義務という意味にたくないのであれば「することができる」はどうでしょうか。

(会長) 「村と協議することができる」、「相談することができる」といった書き方でお願いします。

(委員) 第 18 条ですが、これは樹種を指定するわけではないですよね。

(金沢主査) 樹種ではなく、例えば「〇〇公園に生えているあの木」といったように特定の木を指定することになります。

(委員) 国道沿いの短く伐採されてしまったシラカバの木を守るために指定はできますか。

(下浦補佐) 指定するには国と協議が必要です。

(金沢主査) 国道の木を指定するのはかなり難しいと思います。

(斉藤 氏) 指定したいという意見があることを国道管理者に伝えて、プレッシャーを与えることも一つの手ではないでしょうか。

(金沢主査) 住民の意見として継続して伝えることは可能だと思います。

(斉藤 氏) 景観計画案について気になるところが何点かあります。

- ・ 目次の項目 第 3 章に 1、2 がない
- ・ 対応する本文 (52 ページ付近) も前章とレイアウトを揃える
- ・ 22 ページの写真の説明が逆
- ・ 23 ページ 国立公園の凡例がわかりにくい
- ・ 27 ページの図では道道と国道の関係性が不明瞭 道道を一部消してはどうか

(会長) 次回の会議はいつ頃を予定していますか。

(金沢主査) パブリックコメントを実施する前に委員の皆さんへ計画案をお示しして意見を伺いたいと思っていますが、会議なのか書面のみとするかは未定です。

パブリックコメントの実施時期によって変動する可能性がありますのでご了承願います。

(会長) 本日はこれで終了となります。皆様長時間お疲れ様でした。

閉 会 20:40